破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４２号
千葉県南房総市吉沢878番地の１
債務者　有限会社伴流工務店
代表者代表取締役　伴流　忠夫
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金城未来彦
４　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後２時
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第１号
栃木県宇都宮市西川田町721番地６
債務者　有限会社鈴木屋
代表者仮取締役　吉野　　徹
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　幸嗣
４　破産債権の届出期間　平成30年２月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０７５号
名古屋市西区中小田井５丁目241番地
債務者　株式会社デモーニッシュ
代表者代表取締役　森　　将之
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川合　伸子
４　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５９号
群馬県館林市東美園町17番地５
債務者　ギャラント株式会社
代表者代表取締役　加藤　義雄
１　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　一郎
４　破産債権の届出期間　平成30年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後４時
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３７０号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目５番１号
債務者　株式会社加藤栄好堂
代表者代表取締役　日隠麻衣子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　　直
４　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前11時45分
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１号
茨城県下妻市大園木278番地
債務者　株式会社ユニテック
代表者代表取締役　大関　一弘
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐谷　道浩
４　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後３時
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２号
茨城県下妻市大園木135番地
債務者　ユニテックシステム販売株式会社
代表者代表取締役　大関　一弘
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐谷　道浩
４　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後３時
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１５号
山口市秋穂東5112番地
債務者　株式会社エス・エス・ケー
代表者代表取締役　前田　充雄
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　和義
４　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
神戸市兵庫区荒田町１丁目20番１号
債務者　株式会社松岡服地店
代表者代表清算人　松岡　理惠
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６８２号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
債務者　株式会社塩干岡村
代表者代表取締役　岡村　佳和
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８１号
神戸市中央区花隈町３番12号
債務者　株式会社拓建
特別代理人弁護士　藤井　基安（登記簿上の代表取締役志野行歳）
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７９５号
大阪府池田市豊島南２丁目766番地の３
債務者　株式会社セイコー電機製作所
代表者代表取締役　山下　卓述
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２８号
広島市佐伯区五日市駅前１－５－25－102
債務者　有限会社ピーダブリュアンドカンパニー
代表者代表取締役　西田　達也
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　　竜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後４時
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０６５号
名古屋市西区城西４丁目28番17号
債務者　株式会社ＭＡＳＡＭＵＲＡ
代表者代表取締役　正村　寿章
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内山智映子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０１７号
横浜市都筑区川和町1671番地１号
債務者　株式会社和市電子
代表者代表取締役　傳田　健吾
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植田　　薫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後２時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５７号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目31番２号
債務者　メイケン開発有限会社
代表者取締役　石山　　明
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　芙美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部